

「第4次城陽市総合計画の策定にあたって」

城陽市は昭和47年の市制施行以来、先人たちのたゆまぬ努力により めざましい発展を遂げ、45周年を迎えることができました。

新名神高速道路の平成35年度全線供用開始という大きな好機を生かした、新たな市街地の整備、東部丘陵地の土地利用、JR奈良線の複線化等、まちづくりの大きな転換期を迎えるとともに、これに伴うまちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。



一方で、若年層の市外流出や少子化による急速な高齢化・人口減少の対策が急務となっております。また、グローバリゼーションの進展や地方創生の推進、高まる災害リスクなど、我が国の社会潮流や時代、環境等の変化に対応し持続的な市政運営を進める必要があります。

以上のことから、中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、「第4次城陽市総合計画」を策定しました。

今後は、「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」をこの計画の将来像として掲げ、 新たな決意を持って「NEW城陽」の実現に取り組んでまいります。

また、総合計画の推進には、市民の皆様との協働はもとより、経済界、金融機関、大学などとの 多様な連携のもと、城陽市全体が一丸となって取り組む必要があると考えておりますので、更なる ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この第4次城陽市総合計画の策定にあたりまして、様々な視点からご審議いただきました城陽市都市計画審議会及び城陽市議会、並びに市民まちづくりワークショップの皆様をはじめ、アンケート、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成29年7月

城陽市長 奥田 敏晴

はじめに

1. 計画策定の趣旨

城陽市では、平成19年に第3次城陽市総合計画を策定し、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」 を将来像に、計画の推進に取り組んできました。

••••••••••••••••••••••••••••••••••

この間、我が国では人口減少・少子高齢化のさらなる進行、リーマンショック後の景気の長期低迷、東日本大震災や熊本地震の発生に伴う危機・防災意識の高まり、スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に代表される情報技術の発達、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や近年のグローバリゼーションの進展に伴う訪日外国人の増加、テロリズムを始めとした国際犯罪への対応、地方創生の推進に向けた取り組みの開始など、社会情勢や国民意識は大きく変化しています。

一方、本市においては、新名神高速道路の平成35年度全線供用開始という大きな好機を生かし、 新たな市街地の整備、東部丘陵地の土地利用、JR奈良線の複線化等、新たなまちづくりに向けて 大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっ ています。

このような状況の中、平成28年度に現計画の目標年次を迎えるとともに国内外や本市をめぐる環境の変化に対応するため、中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、第4次城陽市総合計画を策定するものです。

2. 計画の構成

本計画は、城陽市の将来像を示す「基本構想」、将来像を実現する施策の方針を示す「基本計画」で構成しています。

(1) 基本構想

本市がめざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標及び基本姿勢を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民と行政が協働して実行することで達成されます。

(2) 基本計画

基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画であり、具体的な施策の方針を示します。

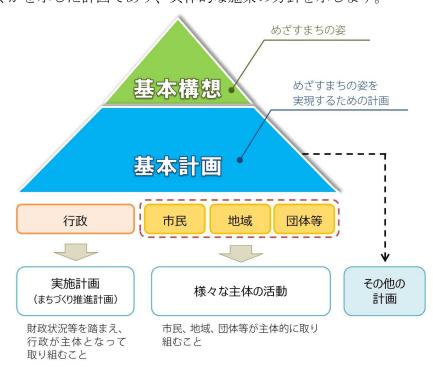


図 計画の構成イメージ

3. 計画の期間

基本構想の計画期間は10年間(平成38年度を目標年次)、基本計画の計画期間はそれぞれ5年間(前期基本計画:平成29年度~平成33年度、後期基本計画:平成34年度~平成38年度)とします。



図 計画の期間イメージ

基本構想

1. 将来像

本市は、奈良と京都の2つの古都の中間に位置する"五里五里のさと"として、多くの古人(いにしえびと)が街道を行き交い、文化・交通の要衝として発展してきたという歴史を有しています。

一方で、新名神高速道路の全線開通に伴い、京阪神と中京圏の2大経済圏を結ぶ国土軸の一翼を担うこととなり、ヒト・モノの流れにおいて、かつてない大きな変化が起ころうとしています。

歴史性に富んだ"五里五里のさと"と未来に繋がる"国土軸の都市"が交わる立地特性を生かすことで、近畿地方の拠点地域として新たな交流を生み出すことが可能となります。

市内だけでなく市外からも多くの人々が訪れ、にぎわいと活力を生み出すとともに、市民が緑に包まれながら生き生きと暮らし、人の和の中で次代を担う人材が育まれることにより、「希望あふれる城陽」「誰もが輝いている城陽」の実現をめざします。

●●● 城陽市の将来像 ●●●

歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽

<コンセプト>

「歴史」は、古墳時代の集落の発生から街道沿いの宿場町の形成、そして現代の住宅都市としての発展を表現したもの。

「未来」は、「歴史」の先につながるものとして、基幹交通網の整備を生かした新たなまちづくりを表現しています。また、地理的要因の象徴として、「歴史」には五里五里のさとの由来ともなる南北交通を、「未来」には新名神高速道路を始めとした東西交通の意も内包させています。

そして、心豊かな地域社会を支え、世界にはばたく「人」づくりと、日常生活の中に「緑」が息づくまちづくりに向けた思いを表現しています。

2. まちづくりの目標

本市の将来像『歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽』の実現に向けて4つのま ちづくりの目標を設定します。

また、まちづくりの目標を推進するための基本姿勢を2つ位置づけます。

まちづくりの目標 1) "未来輝く"にぎわいと "笑顔輝く"愛着と 交流が生まれるまち 創造力を育むまち 〔産業、観光、交流〕 〔教育、歴史・文化、スポーツ〕 2 4 "生活輝く"自然と "生命輝く"安心と ふれあいがひろがるまち 調和した快適なまち [福祉、健康、医療、消防、防災・防犯] 〔都市基盤、環境〕

まちづくりに向けた基本姿勢 1 まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち (広報・市民活動) 2 健全経営で市民から信頼されるまち (行政経営)

3. 将来人口

地方創生の取り組みにより人口減少に歯止めをかけるとともに、本市のかねてよりの強みである大都市の通勤・通学圏に位置する立地要件や、緑豊かな生活環境、強固なコミュニティ等の地域資源を生かすことにより、次代の発展を担う礎を築くこととして、この計画の目標人口を下記の通り設定します。

•••••••••••

計画の目標人口(平成38年度) 75,000 人

4. 土地利用構想

市街地 エリア	市街地 ゾーン	・住宅都市としての魅力をより一層高めるための良好な住環境を形成します。 ・利便性向上や賑わいのある暮らしにつながる多様な都市機能の充実をめざします。
	商業・業務 ゾーン	・6つの駅周辺では、地域の拠点として日常生活に必要な都市機能の誘導を図るとともに、寺田駅周辺では、周辺土地の高度利用や道路整備を図り、商業、業務機能等の土地利用をめざします。
	産業ゾーン	・既存の工業集積地や市南部の工業団地については、交通の利便性を生かすとともに、雇用機会の創出に向けて、周辺の環境に配慮した産業の集積をめざします。 ・新名神高速道路(仮称)城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺においては、国土軸が交差する交通の要衝としての優れた立地条件を生かした工業・流通業務地の形成をめざします。
東部丘陵地エリア		・東部丘陵地のまちづくりのテーマとして「新名神高速道路を生かした新たな魅力ある広域交流をめざすまち」、「活気あふれる環境共生のまち」を掲げ、本市のみならず京都府南部地域の活性化へとつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりをめざします。
農地・緑地	農業ゾーン	・優良農地などを保全・整備するとともに、集落環境の向上をめざします。
	森林・公園 緑地ゾーン	・森林の保全を基本とし、ゆとりある緑地環境の形成をめざします。 ・緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの拠点地域の形成をめざします。

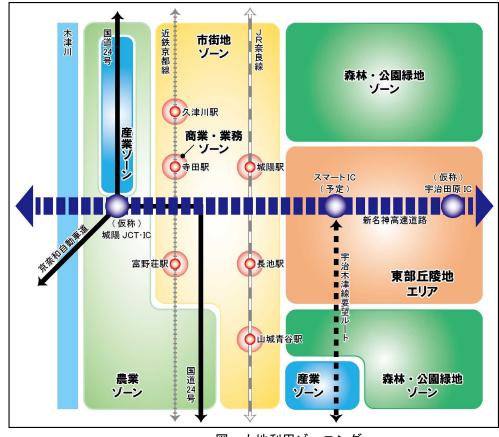


図 土地利用ゾーニング

基本計画

第1章

"未来輝く"にぎわいと交流が生まれるまち

〔産業、観光、交流〕

新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化等、基幹交通網の整備を好機とし、東部丘陵地を始めとする新たな産業集積に積極的に取り組むとともに、青谷梅林や史跡等の地域資源を活用した観光を推進し、地域ににぎわいがあふれ、新たな交流が生まれるまちをめざします。

第1節 新名神高速道路の整備を促進する

①新名神高速道路の整備推進



新名神高速道路 城陽 JCT·IC(平成 29 年 5 月時点) 提供: NEXCO 西日本

第2節 東部丘陵地の土地利用を促進する

- ①整備推進体制の強化構築
- ②東部丘陵地整備計画【見直し版】に基づく段階的整備の推進
- ③東部丘陵地長池及び青谷地区への企業立地に向けた対外的なPRの強化
- ④東部丘陵地における計画的なまちづくりの推進



久世荒内・寺田塚本地区の 最寄駅の近鉄寺田駅

第3節 駅を中心としたまちづくりを推進する

①駅周辺整備の実施

第4節 交通ネットワークの充実を推進する

- ①鉄道利用者の利便性の向上
- ②交通弱者の移動手段の確保



市民の足 城陽さんさんバス

第5節 新たな雇用の創出を推進する

- ①立地企業への雇用促進支援
- ②立地企業へのアフターフォロー
- ③企業とひとのマッチング支援
- ④勤労者福祉の向上



整備が進む久世荒内・寺田塚本地区 (平成 29 年 6 月時点)



山背彩りの市

第6節 商工業の育成を促進する

.....

- ①中小企業振興と経営安定化
- ②特産品開発及び販路開拓支援
- ③新規創業・第二創業の支援
- ④商店街・商店群の振興

第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する

- ①農業生産の振興
- ③生産体制の強化
- ②農業基盤の整備
- ④地産地消と交流の促進



カンショ



イチジク



梅(城州白)



上津屋の浜茶



光のページェント TWINKLE JOYO

第8節 観光の多様化・広域化を推進する

- ①大きなアドバンテージを活かした観光客の呼び込み
- ②ちょうどよい五里の立ち寄りどころ・城陽のおもてなし
- ③これまでの観光をさらに育み、高める取り組み
- ④新たな魅力づくり

第2章

"生命輝く"安心とふれあいがひろがるまち

〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕

少子高齢化社会の進行や自然災害の増加に対応するため、社会保障制度の円滑な運用や緊急時の 広域連携の推進、地域での助け合い、多世代交流等による世代間の連携等、子どもから高齢者まで 誰もが安心して生活でき、お互いに助け合い、ふれあいの感じられるまちをめざします。

第1節 消防・救急体制の充実したまちをつくる

- ①消防力の強化
- ②火災予防対策の推進
- ③救急体制の強化



城陽市消防出初式



駅前広場等に設置している防犯カメラ

第2節 災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちを つくる

...........

- ①防災体制の充実
- ⑥防犯対策の推進
- ②耐震診断・耐震改修の促進 ⑦安全な都市環境づくり
- ③情報伝達手段の整備
- ⑧犯罪被害者等に対する支援
- ④被災者支援の充実、拡充 ⑨消費者教育の推進
- ⑤国民保護計画の周知
- ⑩消費生活相談の充実

第3節 地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する

- ①協働で支えあう体制づくり
- ②地域福祉活動団体等への支援
- ③住みよい福祉のまちづくり
- ④生活保障と自立支援
- ⑤生活の安定と自立の支援



民生委員の訪問活動

第4節 障がいのある人が自立した生活を営む環境 をつくる

- ①障がい福祉サービス等の充実
- ②障がい理解の推進
- ③障がい者施設からの役務や物品の調達の強化
- ④手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づく施策 の推進



手話教室



地域子育て支援センター「ひなたぼっこ」

第5節 子育てしやすい環境づくりを推進する

••••••••••

- ①仕事と家庭の両立支援
- ②豊かなコミュニケーションによる子育て支援
- ③子育てしやすい環境の整備
- 4 児童虐待の未然防止

第6節 高齢者福祉を充実する

- (1) 高齢者が安心できる福祉サービスの提供
- ②高齢者の生きがい活動の支援
- ③介護予防の推進と適正な介護保険事業の運営



老人福祉センターサークルの作品展示



3歳児健康診査

第7節 市民の健康を守る

- ①健(検)診、保健指導を受診しやすい体制の強化
- ②市民の健康意識向上のための環境整備
- ③医療体制の充実
- 4 国民健康保険の充実
- ⑤総合的な医療支援の充実

第3章

"笑顔輝く"愛着と創造力を育むまち

〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

本市で育つ子どもたちに、大人になってからも、新たな暮らしの場や子育ての場として住み続けてもらえるよう、歴史や文化を学び、生まれ育った大切なふるさととして地域の魅力に気づき、城陽市へ愛着を持ち、未来の担い手となるための創造力を育むまちをめざします。

第1節 学校教育を充実する

- ①学力向上事業の充実
- ②学校運営協議会の推進
- ③不登校対策事業の充実
- ④いじめ対策事業の充実
- ⑤読書活動の推進と図書館教育の充実
- ⑥城陽子ども文化・科学賞の設置
- ⑦公立幼稚園の充実
- ⑧幼稚園・小中学校の連携促進
- ⑨特別支援教育の推進



司書による読み聞かせ



授業力向上研修会

第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する

- ①校舎大規模改修の実施
- ②通学路安全対策の推進
- ③社会環境の再構築
- ④青少年健全育成体制の充実

- ⑤豊かな体験活動の推進
- ⑥子どもの居場所づくりの推進
- ⑦地元野菜の利用促進



あそびのはくぶつ館



給食の時間

第3節 生涯学習・社会教育を充実する

- ①生涯学習推進体制、生涯学習施設の整備・充実 ③地域社会の教育力の向上
- ②学習機会の充実と学習支援

- ④図書館の充実



城陽市民大学



城陽市立図書館

第4節 文化芸術を振興する

- ①文化財の保護と活用
- ②文化財保護意識の普及・啓発
- ③歴史民俗資料館の充実

- ④エコミュージアムの推進
- ⑤文化芸術活動の推進・充実



五里ごり館(城陽市歴史民俗資料館)



史跡芝ヶ原古墳とキャラクター

第5節 スポーツ・レクリエーションを振興する

- ①スポーツ・レクリエーション活動の推進と 共生社会の実現
- ②スポーツ・レクリエーション施設の充実
- ③木津川運動公園の早期完成
- ④各団体との連携(支援)と指導者の育成
- ⑤京都サンガ F.C.の支援



ファミリーバドミントン大会の様子



京都サンガ F.C.サポーターの応援風景

第4章

*生活輝く"自然と調和した快適なまち

〔都市基盤、環境〕

大都市近郊で利便性の高い暮らしが実現できることに加え、身近な暮らしの中で緑や自然にふれ あえる、安らぎある住環境が整っていることが本市の最大の魅力であることから、この魅力ある住 環境を守り、その質を一層高めることで、ゆとりと身近な自然が感じられるまちをめざします。

第1節 魅力的な住環境をつくる

- ①秩序ある建築の誘導
- ②屋外広告物の適正な規制・誘導
- ③密集市街地の改善と良質な民間開発の誘導
- ④多様な世代が住まう住宅地の形成

第2節 緑豊かなまちを実現する

- ①都市緑化の推進
- ②公園・緑地の整備及び維持管理



城陽五里五里の丘で開催される 城陽市緑化フェスティバル



自然ろ過施設

第3節 上下水道の適切な管理運営を図る

- ①新水道ビジョンの策定
- ②経営戦略の策定
- ③水道施設・下水道施設の計画的な更新
- ④未接続世帯・未接続の事業所の公共下水道への接続

第4節 安全で快適な道づくりを推進する

- ①幹線道路の整備
- ②生活道路の整備
- ③道路の適切な維持管理



(都)塚本深谷線(工事中)

第5節 交通安全対策を推進する

- ①交通安全施設の整備
- ②交通安全啓発
- ③違法駐車や駅周辺の放置自転車対策



通学の様子



準用河川十六川

第6節 浸水被害の軽減を図る

①総合排水計画による施設の整備

第7節 環境を守り育てる

- ①地球環境の保全
- ②市民協働による環境保全の推進
- ③生活環境の保全の推進
- ④地下水の保全

•••••••••••••••••••••••••••••••••••••



自然観察会の開催



環境フォーラムの開催

第8節 ごみの減量と資源のリサイクルを推進する

- ①ごみの減量化・資源化の推進
- ②ごみの適正処理
- ③環境衛生の向上
- ④緊急時・災害時の対応



小型家電回収ボックス

第5章

まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち

〔広報·市民活動〕

市民ニーズが多様化する中で、地域の課題は地域の中で解決していくことの重要性が高まっていることから、市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する"城陽力"の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざすとともに、性別や価値観に関係なく、誰もが輝き、活躍できるまちをめざします。

第1節 市民参加と協働を推進する

- ①NPO・ボランティア等による市民活動の推進
- ②自治会の活性化の推進
- ③コミュニティ事業の推進



コミセン事業



自治会の夏祭り

第2節 まちの魅力発信を推進する

- ①市政への市民参画の仕組みづくり
- ②情報発信の強化
- ③市内進出企業と連携した市の魅力発信
- ④行政情報の積極的な提供
- ⑤個人情報の適切な管理



市長ふれあいトーク



女(ひと)と男(ひと)の まつりさんさんフェスタ

第3節 人権の尊重・女性の活躍を推進する

- ①人権尊重の推進
- ②人権侵害救済制度の確立
- ③男女共同参画社会の推進
- ④男女共同参画社会の環境整備

第4節 都市間交流を推進する

- ①都市間交流の推進
- ②国際感覚豊かな人材の育成

- ③外国人への生活支援
- ④平和都市の推進



姉妹都市 大韓民国慶山市 冠峰石造如来座像



姉妹都市 アメリカ・バンクーバー市 バンクーバー砦



姉妹都市 鳥取県三朝町 三徳山三佛寺 投入堂

第6章

健全経営で市民から信頼されるまち

〔行政経営〕

少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源(人的資源、物的資源、財源等)を最大限に活用するとともに、施策相互の関連性を考慮し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組みます。また、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。

第1節 適正で効率的・効果的な行政運営を推進する

①適正な定員の管理

④入札契約制度の維持

②人材の育成

⑤民間活力とICTの活用

③公有財産の適正な管理

第2節 持続可能な財政運営を実現する

①財政基盤の確立

③公平・公正な課税と収納

②健全で効果的な財政運営

第3節 戦略的に行政経営を推進する

①総合的で計画的な行政運営の推進

③広域行政の推進

②地方創生の推進

•••••••••••••••••••••••••••••••••••



第4次 城陽市総合計画 概要版

平成29年(2017年)7月

京都府城陽市 企画管理部 企画調整課 発行

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL:0774-52-1111(代表)

URL: http://www.city.joyo.kyoto.jp/

